

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(案)の概要

1 水生生物の保全に係る水質環境基準(以下「水生生物保全環境基準」という。)

水質汚濁に係る環境基準	適用基準値	水域類型
健康項目	カドミウム、全シアン等 27 項目	全水域一律
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、油分等、全窒素、全リン	水域の利用目的により指定
水生生物保全環境基準項目	全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(以下「LAS」という。)	水生生物の生息状況の適応性により指定

2 水生生物生息状況の適応性に基づく水域類型の指定

(1) 生物 A 又は生物 B の類型分類

判定	平均水温	生息する魚介類
生物 A	15℃以下	イワナ・サケ(シロザケ)・ニジマス・ヤマメ・アマゴ・サツキマス・サクラマス・アママス・カラフトマス・ヒメマス・ベニザケ・カジカ
	温水性魚介類	コイ・フナ類・ウグイ・シラウオ・オイカワ・ドジョウ・ナマス・ウナギ・回遊性ヨシノボリ類・ボラ・スジエビ・テナガエビ・ヒラテテナガエビ・ミナミテナガエビ・ヌカエビ・モクズガニ・マシジミ・ヤマトシジミ
生物 B	冷水性魚介類と温水性魚介類が混在	
	15℃超	冷水性魚介類
	冷水性魚介類と温水性魚介類が混在	
	15℃超	温水性魚介類

(2) 特別域(設定条件)

- 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく保護水面が設定されている水域
- 保護水面と同等以上に産卵場や幼稚仔生息場の保護が図られている水域
- 水深、流速、河床材料等が産卵場等として適した条件として、今後もその条件が保たれうる水域

(3) 基準値の達成期間

達成期間	水生生物保全環境基準項目 (全亜鉛 / ノニルフェノール、LAS) 排出源の影響	
	有 / 無	基準達成状況
イ 直ちに達成*		達成
ロ 5年以内で可及的速やかに達成	無	未達成
ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成	有	未達成

※直ちに達成：直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努める

3 対象水域

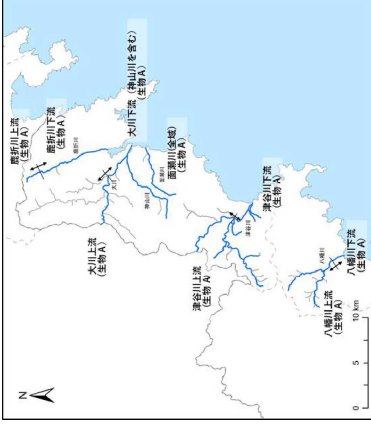
南三陸海岸流域(気仙沼湾(大川、鹿折川、面瀬川、津谷川、八幡川)、津谷川、八幡川)
阿武隈川流域(阿武隈川水系(白石川、荒川、松川、齋川、七ヶ宿ダム))

4 水生生物保全環境基準の類型指定(案)

(1) 南三陸海岸流域

水系・水域	水域の範囲	類型指定(案)	達成期間
気仙沼湾	大川上流	生物A	イ
	大川下流(神山を含む)	生物A	イ
	鹿折川上流	生物A	イ
	鹿折川下流	生物A	イ
	面瀬川全域	生物A	イ
津谷川	津谷川上流	生物A	イ
	津谷川下流	生物A	イ
八幡川	八幡川上流	生物A	イ
	八幡川下流	生物A	イ

イ：直ちに達成



(2) 阿武隈川流域

水系・水域	水域の範囲	類型指定(案)	達成期間
阿武隈川	白石川上流	生物A	イ
	白石川下流	生物A	イ
	荒川全域	生物A	イ
	松川全域	生物A	イ
	斎川全域	生物A	イ
七ヶ宿ダム	七ヶ宿ダム	生物A	イ
	全域	生物A	イ

イ：直ちに達成

